

(参考資料)

2020年10月
日本銀行

証書貸付債権の事前審査依頼を行う場合の留意事項

- 証書貸付債権の担保差入事務の効率化を図る観点から、担保差入先におかれては、証書貸付債権の事前審査依頼を行う場合には、次の点にご留意いただきたく、ご協力をお願いします。
 - ① 証書貸付債権の事前審査において、日本銀行が不適格と判断している規定の例を次表のとおり取りまとめました。担保差入先におかれては、事前審査依頼を行う場合には、「担保に関する細則」別表3の「証書貸付債権に関する事前審査時の要件」のほか、次表をご参照いただき、事前審査依頼を行う証書貸付債権について、次表記載の規定が存在しないことを含め、当該要件をすべて満たしていることを予めご確認くださいませようお願いします。
 - 次表に挙げるものはあくまで不適格と判断している規定の例であり、これらの規定がないからといって直ちに適格となるというわけではありません。
 - 次表記載の規定が存在するなど、当該要件を満たさない証書貸付債権について、担保として適格とするためには、変更契約を締結する等の対応を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。
 - ② 証書貸付債権証書上に次表記載の規定が記載されている場合のみならず、覚書、借入に際して行われた入札にかかる要項等であって証書貸付債権にかかる契約の内容を構成するものに次表記載の規定が記載されている場合であっても、当該証書貸付債権は担保として適格となりませんので、当該覚書等の内容についても併せてご確認くださいませようお願いします。

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局

総務課 営業・国債業務企画グループ (03-3277-1174)

項番	不適格事由の分類	証書貸付の類型	不適格と判断している規定の例 — 証書のみならず、証書外で契約の内容を構成するもの（覚書等）に記載された場合も不適格となります。	対応する適格要件 （【】内は「担保に関する細則」別表3における項番）
1	譲渡禁止または譲渡制限	相対／シンジケート・ローン共通	譲渡または質入を禁止する旨の規定	譲渡または質入を禁止しておらず、かつ担保権実行による日本銀行の債権取得および日本銀行が債権取得した場合における債権処分に支障を来すような譲渡制限がないこと【項番20】
2			譲渡または質入に際し、借入人との協議を必要とする旨の規定	
3			債権の譲渡に関し、借入人の承諾を必要とする旨の規定 (※) ただし、合理的な理由がない限り当該承諾を拒むことができない旨が併せて規定されている場合を除きます。	
4		シンジケート・ローンのみ	債権の譲受人を適格機関投資家に限定する旨の規定	
5	費用負担	相対／シンジケート・ローン共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に関する一切の費用を貸付人が負担する旨の規定 ・ 本契約書作成に関する費用以外の費用が発生した場合には、貸付人および借入人間で都度協議し、負担割合を決定する旨の規定 	貸付人に帰責性のない事由にもとづき発生した損害、損失または費用等を貸付人に負担させる旨を定めた規定がないこと【項番22】
6	エージェントの軽過失免責	シンジケート・ローンのみ	エージェントの軽過失により発生した損害を免責する旨の規定	エージェントの故意または過失に基づく行為について、貸付人に対するエージェントの責任を減免する旨を定めた規定がないこと【項番22】
7	サービサー条項	相対のみ	いわゆるサービサーにかかる規定（貸付人が債権の譲受人から委任を受けて債権の回収を行う旨を定める等の規定）であって、日本銀行による担保権実行時に当該規定が排除される余地がないもの	適格担保と認めることを日本銀行が適当でないと認める特別な事由がないこと【項番26】

以上